協定締結日 令和6年3月6日 協定認定日 令和6年3月26日

(目的)

第1条 本協定は、南かやベ漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

| | 漁業の種類 | 水産資源の種類 | 水域 |
|------|-----------------|----------|---------|
| (1) | こんぶ漁業 (採り) | こんぶ | 函館市地先海面 |
| (2) | すけとうだら刺し網漁業 | すけとうだら | 函館市地先海面 |
| (3) | えびかご漁業 | ほっこくあかえび | 函館市地先海面 |
| (4) | いか釣り漁業 | するめいか | 北海道沖合海域 |
| | (5トン以上船、5トン未満船) | | |
| (5) | たこ漁業(はこ) | たこ類 | 函館市地先海面 |
| (6) | ほっけ・めばる・さば刺し網漁業 | ほっけ | 函館市地先海面 |
| | | めばる | |
| | | さば | |
| (7) | まぐろはえなわ・一本釣り漁業 | くろまぐろ | 函館市地先海面 |
| (8) | さけ・いか定置漁業 | さけ | 函館市地先海面 |
| | | するめいか | |
| (9) | まぐろ・いか・さけ定置漁業 | くろまぐろ | 函館市地先海面 |
| | | するめいか | |
| | | さけ | |
| (10) | ます・ほっけ・いか小定置漁業 | さくらます | 函館市地先海面 |
| | | ほっけ | |
| | | するめいか | |

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

| | 水産資源の種類 | 資源管理の目標 |
|------|----------|--------------------------------|
| (1) | こんぶ | 北海道資源管理方針別紙3-57 まこんぶ北海道周辺海域に定 |
| | | める資源管理の方向性のとおり。 |
| (2) | すけとうだら | 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下同 |
| | | じ。)別紙2-8 すけとうだら太平洋系群に定める目標のとお |
| | | り。 |
| (3) | ほっこくあかえび | 北海道資源管理方針別紙3-44 ほっこくあかえび北海道周辺 |
| | | 海域(日本海を除く)に定める資源管理の方向性のとおり。 |
| (4) | するめいか | 資源管理基本方針別紙2-12 するめいかに定める目標のとお |
| | | り。 |
| (5) | たこ類 | 北海道資源管理方針別紙3-18 みずだこ北海道海域、3-19 |
| | | やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性のとおり。 |
| (6) | ほっけ | 北海道資源管理方針別紙3-21 ほっけ道南系群に定める資源 |
| | | 管理の方向性のとおり。 |
| (8) | めばる | 北海道資源管理方針別紙3-33 うすめばる北海道周辺海域に |
| | | 定める資源管理の方向性のとおり。 |
| (9) | さば | 資源管理基本方針別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群 |
| | | に定める目標のとおり。 |
| (10) | くろまぐろ | 資源管理基本方針別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)、2-2 |
| | | くろまぐろ(大型魚)に定める目標のとおり。 |
| (11) | さけ | 北海道資源管理方針別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域に |
| | | 定める資源管理の方向性のとおり。 |
| (12) | さくらます | 北海道資源管理方針別紙3-2 さくらます(日本系)に定める |
| | | 資源管理の方向性のとおり。 |

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

| | 漁業の種類 | 取組内容 |
|-----|-------------|------------------------------------|
| (1) | こんぶ漁業(採り) | ・11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間操業を禁止する。 |
| | | また、上記休漁期間を含め、操業時期の 15%以上を休漁する。 |
| | | ・一年生こんぶ(みずこんぶ)の採捕禁止 |
| (2) | すけとうだら刺し網漁業 | ・北海道すけとうだら道南太平洋漁業の知事管理漁獲可能量に |
| | | ついて、他地区との調整を踏まえ、道南太平洋海域 TAC 協定 |
| | | 運営委員会が別途定める本協定参加者らの漁獲上限(以下、 |
| | | 「配分量」という。)を遵守する。 |
| | | なお、本協定参加者らによる漁獲量の合計が配分量の 90%に |
| | | 達した場合は、減反や休漁日の設定等、計画的利用のための |

| | | 取り組み又は配分量を超えない取り組みを行うものとする。 |
|-----|------------------|--|
| | | ・3月22日から3月31日まで休漁を行う。 |
| (3) | えびかご漁業 | ・11 月 1 日から 11 月 10 日まで休漁を行う。 |
| () | 7 C O 75 C MMXIC | また、上記休漁期間を含め、操業時期の15%以上を休漁する。 |
| (4) | いか釣り漁業 | (5トン以上船) |
| | (5トン以上船、5トン | 、゜・~~~//m²/ ・するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲量の総量がするめ |
| | 未満船) | いか小型するめいか釣り漁業に配分された漁獲可能量の9 |
| | י בויירויים א | 割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終 |
| | | 了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとす |
| | | る。 |
| | | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | 遵守する。 |
| | | (5トン未満船) |
| | | 、・・・・・・・・・・・・・・ ・北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道す |
| | | るめいかを採捕する漁業に配分された漁獲可能量の9割に |
| | | 達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日 |
| | | までするめいかを対象とする操業を自粛するものとする。 |
| | | ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可 |
| | | 漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回っ |
| | | た場合には操業の自粛を解除できることとする。 |
| | | ・北海道いか釣漁業協議会が定める休漁日・光力の上限規制を |
| | | 遵守する。 |
| (5) | たこ漁業(はこ) | ・10月 20日から10月 31日まで休漁を行う。 |
| | | また、上記休漁期間を含め、操業時期の 10%以上を休漁する。 |
| | | ・3kg 未満のみずだこの採捕禁止 |
| (6) | ほっけ・めばる・さば刺し | ・10 月 20 日から 11 月 10 日まで休漁を行う。 |
| | 網漁業 | また、上記休漁期間を含め、操業時期の 15%以上を休漁する。 |
| | | ・漁具制限 |
| | | 目合 70mm 以上 91mm 以内 |
| | | 50 目掛以内 |
| | | 1 建あたり 50 間 30 反以内 |
| | | 2 建以内 |
| | | (さば) |
| | | ・北海道に配分されたまさば及びごまさば太平洋系群に係る漁 |
| | | 獲可能量の9割に達した後においては、当該到達した日の翌 |
| | | 日から漁期終了日までまさば及びごまさばを対象とする操 |
| | | 業を自粛するものとする。 |
| | | ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可 |

| | | ※ トの※ 株司 北島の融 落 第 1 トリー ツル 変 杉 0 割 4 下回 o |
|-----|--------------|---|
| | | 漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回っ た場合には操業の自粛を解除できることとする。 |
| (7) | ナグスけったね。一大幼 | |
| (7) | まぐろはえなわ・一本釣 | ・北海道くろまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くろまぐろ(大 |
| | り漁業 | 型魚)漁業の資源管理協定を遵守する。 変活体理共立力はアダルを送りて体理力はアウルストルイス |
| | | ・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろ |
| | | まぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理 |
| | | の内容を遵守するとともに、漁業法(昭和24年漁業法第267 |
| | | 号。以下「法」という。) 第 31 条及び第 32 条第 2 項の規定に |
| | | 基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指 |
| | | 針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとす |
| | | る。(強度な資源管理) |
| (8) | さけ・いか定置漁業及び | さけ・いか定置漁業及びます・ほっけ・いか小定置漁業は同一 |
| | ます・ほっけ・いか小定置 | 漁場を使用し、時期により漁業名称が変更するため、資源管理 |
| | 漁業 | の取組を一体的に行う。 |
| | | ・3月25日から3月29日まで休漁を行う。 |
| | | また、上記休漁期間を含め、操業時期の 15%以上を休漁する。 |
| | | (さけ) |
| | | ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な目 |
| | | 標を達成するために必要な「河川遡上親魚数」を確保する。 |
| | | なお、必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込ま |
| | | れる場合には、渡島秋さけ資源対策連絡協議会が別途定める |
| | | 親魚確保のための必要な措置を行う。 |
| | | ・一般社団法人渡島管内さけ・ます増殖事業協会と連携しさけ |
| | | 親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。 |
| | | (するめいか) |
| | | ・北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道す |
| | | るめいかを採捕する漁業に配分された漁獲可能量の9割に |
| | | 達した後においては、休漁・放流等、漁獲の急激な積み上が |
| | | りを抑制するための取組又は配分量を超えない取組を行う |
| | | ものとする。 |
| | | (くろまぐろ) |
| | | │ │・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろ |
| | | まぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理 |
| | | の内容を遵守するとともに、法第 31 条及び第 32 条第 2 項の |
| | | 規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する |
| | | 運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するも |
| | | のとする。(強度な資源管理) |
| (9) | まぐろ・いか・さけ定置漁 | ・3月25日から3月29日まで休漁を行う。 |
| , | | - , , = |

| 業 | (さけ) |
|---|------------------------------|
| | ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な目 |
| | 標を達成するために必要な「河川遡上親魚数」を確保する。 |
| | なお、必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込ま |
| | れる場合には、渡島秋さけ資源対策連絡協議会が別途定める |
| | 親魚確保のための必要な措置を行う。 |
| | ・一般社団法人渡島管内さけ・ます増殖事業協会と連携しさけ |
| | 親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。 |
| | (するめいか) |
| | ・北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道す |
| | るめいかを採捕する漁業に配分された漁獲可能量の9割に |
| | 達した後においては、休漁・放流等、漁獲の急激な積み上が |
| | りを抑制するための取組又は配分量を超えない取組を行う |
| | ものとする。 |
| | (くろまぐろ) |
| | ・北海道くろまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くろまぐろ(大 |
| | 型魚)漁業の資源管理協定を遵守するとともに、資源管理基 |
| | 本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ(小 |
| | 型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵 |
| | 守するとともに、法第31条及び第32条第2項の規定に基づ |
| | き知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に |
| | 基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。 |
| | (強度な資源管理) |

(取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、 前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組のうち、漁業の種類ごとに、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

| , 9 | | | |
|-----|--------|-----------------------|--|
| | 漁業の種類 | 履行確認における証拠書類等 | |
| (1) | こんぶ漁業 | (休漁) | |
| | (採り) | ・資源管理のための取組を証明する書類等 | |
| (2) | すけとうだら | (漁獲上限の遵守) | |
| | 刺し網漁業 | ・法第30条に基づくTAC報告、漁協伝票等 | |
| (3) | えびかご漁業 | (休漁) | |

| | | ・漁協伝票、資源管理の状況等の報告等 |
|-----|---------|---|
| (4) | いか釣り漁業 | (早期是正措置) |
| | (5トン以上 | ・法第 30 条に基づくTAC報告、漁協伝票等 |
| | 船、5トン未 | |
| | 満船) | |
| (5) | たこ漁業(は | (休漁) |
| | こ) | ・漁協伝票、資源管理の状況等の報告等 |
| (6) | ほっけ・めば | (休漁) |
| | る・さば刺し | ・漁協伝票、資源管理の状況等の報告等 |
| | 網漁業 | (さば:早期是正措置) |
| | | ・法第 30 条に基づくTAC報告、漁協伝票等 |
| (7) | まぐろはえな | (強度な資源管理) |
| | わ・一本釣り | ・漁獲実績がある場合 |
| | 漁業 | 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 |
| | | ・休漁した場合 |
| | | 漁協伝票、資源管理のための取組を証明する書類 |
| (8) | さけ・いか定 | (休漁) |
| | 置漁業及び | ・漁協伝票、資源管理の状況等の報告等 |
| | ます・ほっけ・ | |
| | いか小定置漁 | ・捕獲採卵実績、漁協伝票、写真等 |
| | 業 | (するめいか:早期是正措置) |
| | | ・法第 30 条に基づくTAC報告、漁協伝票等 |
| | | (くろまぐろ:強度な資源管理) |
| | | 漁獲実績がある場合 |
| | | 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 |
| | | ・漁獲実績がない場合 |
| (-) | E 0 7 | 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真 |
| (9) | まぐろ・いか・ | (休漁) |
| | さけ定置漁業 | ・漁協伝票、資源管理の状況等の報告等 |
| | | (さけ:ふ化放流) |
| | | ・捕獲採卵実績、漁協伝票、写真等 |
| | | (するめいか:早期是正措置) ・法第30条に基づくTAC報告、漁協伝票等 |
| | | ・法第30余に基づく「AC報告、漁脇伝票等 (くろまぐろ:強度な資源管理) |
| | | ・漁獲実績がある場合 |
| | | ・ 温度美積がめる場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 |
| | | ・漁獲実績がない場合 |
| | | 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真 |
| | | 大心が4日、大心がが発見され、18末日心、以外が到四人16寸光 |

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海 道及び北海道資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源 管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこと とする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に 基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定代表者の権能及び経費の負担)

- 第9条 全ての参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は次の各号に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に 違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の 本協定に定める事項を実施するために必要な事務。
 - 二 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続きを経たものに限る。)関する事務
 - 三 その他本協定の手続きにおいて全ての参加者の代理権を有する者に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)
- 2 協定代表者は、本協定の手続きを経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の

履行に関する代理権を付与することができる。

- 3 協定代表者は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものと する。
- 4 協定にかかる事務手続き及び報告については、南かやべ漁業協同組合が処理するものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第 10 条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を 行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した 時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変 更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が 当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間(令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の 2以上の同意をもって行う。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者)

本協定の参加者は、別添参加者名簿のとおり。